お子さんの発達で悩んでいる ご家族の皆さんへ

市の相談窓口などを紹介します

お母さん、お父さんが子育てに悩んでいるとき、実はお子さんが最も困っているということがあります。「みんなといっしょに活動することが難しい」「慣れない場所に行くことが苦手」など発達に関わる特性があることで、日常に困り感を持っているお子さんは、環境を整えたり、周りで関わる人たちが対応を工夫することで、安心して過ごせたり、できることも多くなります。

発達支援室

まずはご相談ください！

お子さんの発達について相談する窓口として、子育てに悩むお母さんお父さん、困り感を抱えるお子さんに、よりよい支援の方法を一緒に探し、成長段階に応じて切れ目なく支援をつなげます。発達支援室の臨床心理士の他、市健康推進課や各地区生活応援センターの保健師も相談に応じます。

相談事例　首のすわりが遅い、はいはいをしない、おもちゃに手を出さない、言葉が遅い、上手く話せない、保育園などの集団生活になじめないなど

※必要に応じて関係機関と一緒に支援していきます

すくすく親子教室

個々に合った療育の場

市が運営する児童発達支援などのサービスを行う事業所です。発達に心配のあるお子さんに、年齢、発達に応じた保育・遊びなどを提供し、成長を促す療育を行います。施設の利用は、発達相談を受けて発達支援室がご家族と一緒に支援方法を考えるときの選択肢の一つとなります。

対象　児童発達支援：未就学児
放課後等デイサービス：小学生

※市内には他に、民間が運営する「児童デイサービスさんこま」（橋野町）もあります

サポートファイル ぽけっと

継続した支援のために

相談を受けて、お子さんやご家族への支援が切れ目なく継続できるよう、育ち方や暮らしの様子、子育て中のご家族の思いなどを記録する「サポートファイルぽけっと」をお渡しします。お子さんの成長に伴って、暮らし方が大きく変わり、支援者も代わります。新しい支援者にお子さんのことをよく理解してもらうことで、お子さんに合った支えや配慮が受けやすくなります。

問い合わせ　市子ども課 発達支援室　☎22-5121

点訳・音訳・録音図書編集・ITサポート体験会

見えない、見えにくい人のための図書の制作や、視覚障害や肢体不自由の人のパソコン操作を支援するサポーターの体験を行います。

日時　4月12日㈮、①10時～12時②13時～15時　※①、②いずれかへ参加してください

場所　視聴覚障がい者情報センター（盛岡市・アイーナ４階）

参加費　無料

※事前にお申し込みください。当日参加も可能です

申し込み・問い合わせ　岩手県視聴覚障がい者情報センター　☎019-606-1743

医療・福祉関係の学生対象　奨学金を貸与します

市は、将来市内の施設で医療・福祉などの従事者として就職しようとする学生に対し、奨学金の貸し付けを行います。この奨学金は就業後一定の条件を満たせば返還が免除されます。

対象職種	看護師、歯科衛生士、歯科技師、精神保健福祉士	社会福祉士、介護福祉士	保育士、幼稚園教諭、保育教諭
募集人数	３人	３人	３人
貸付額	毎月５万円		
募集期間	４月１日㈪～５月31日㈮		
申込方法	①申請書②学業成績表③学校長推薦書④健康診断書⑤保証人の届け出などが必要です ※詳しくは担当課へお問い合わせください		
その他	・貸付決定には審査があります ・貸付期間に相当する期間、釜石市内の施設で医療、福祉などに従事した場合、返還が免除されます		
申し込み問い合わせ	市地域医療連携推進室 ☎22-0179	市高齢介護福祉課 高齢介護係 ☎22-0178	市子ども課 次世代育成係 ☎22-5121

ハイリスク妊婦へ交通費の一部を助成します

市は、妊婦の経済的負担を軽減するため、特定の病院に通院を必要とするハイリスク妊婦（出産におけるリスクが高い妊婦）へ交通費の一部を助成します。

対象者　市内に住所があり、ハイリスク妊婦のため妊婦健康診査を市外医療機関で受診する人

助成回数　１回の妊娠につき、５回まで

助成額　１回の受診（往復分）につき3,000円

申請方法　次のものを添えて本人または家族が申請してください

① 釜石市妊婦健康診査交通費助成金交付申請書
② 母子手帳
③ 印鑑（ゴム印不可）
④ 申請者（妊婦）名義の通帳または通帳の写し

申請期限　出産した日から6カ月まで

支払方法　指定の口座へ振り込み

問い合わせ　市健康推進課 母子保健係　☎22-0179

福祉タクシー助成券を交付します

市は、在宅重度障がい者（児）のタクシー利用料のうち、基本料金について助成しています。タクシーを利用する人はお申し込みください。昨年度分の福祉タクシー助成券を持っている人は、本年度分と交換しますので持参してください。

受付開始日　４月１日㈪

受付場所　市地域福祉課、各地区生活応援センター（釜石地区を除く）

給付枚数　最大12枚

持ち物　身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害年金証書（精神障がいの場合）のいずれか

対象者

① 身体障害者手帳を持っている人で、視覚障害１級、下肢機能障害１級、体幹機能障害１級の認定を受けている人
② 療育手帳を持っている人でＡ判定を受けている人
③ 精神障害者保健福祉手帳１級を受けている人または障害年金1級の項第10号（精神の障がい）を受けている人

※障がい者支援施設などに入所している人、自動車税・軽自動車税の免除を受けている人は該当しません

利用できるタクシー会社　文化タクシー☎23-5038（中妻町）、釜石タクシー☎22-3881（大町）、西円タクシー☎22-1540（大只越町）、青葉タクシー☎23-5911（小川町）、中山福祉タクシー☎23-6615（小佐野町）、前勝タクシー☎28-3232（鵜住居町）、太陽タクシー☎28-1414（鵜住居町）、大槌タクシー☎42-2256（大槌町）、大安タクシー☎42-4131（大槌町）

問い合わせ　市地域福祉課 障がい福祉係　☎22-0177